

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第11号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則 (昭和38年岩手県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 7 条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録 (以下「出勤簿等」という。) 及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(勤務記録簿)</p>	<p>第 7 条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録 (以下「出勤簿等」という。) 及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の計算上必要な事項</u></p> <p>(勤務記録簿)</p>
<p>第 9 条 [略]</p> <p>2 職員の給与の支給に関する規則 (昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。) 第16条第 1 項及び第 2 項に規定する帳簿及び整理簿並びに同規則第22条に規定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿とみなす。</p>	<p>第 9 条 [略]</p> <p>2 職員の給与の支給に関する規則 (昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。) 第16条第 1 項及び第 2 項に規定する帳簿及び整理簿並びに<u>支給規則</u>第22条に規定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿とみなす。</p>
<p>第16条 [略]</p> <p>2 給与支給機関は、第 4 条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当<u>及び</u>武力攻撃災害等派遣手当の支給に際しては、第 8 条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p>	<p>第16条 [略]</p> <p>2 給与支給機関は、第 4 条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び</u><u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に際しては、第 8 条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p>
<p>3 [略]</p> <p>(給与の支払)</p>	<p>3 [略]</p> <p>(給与の支払)</p>
<p>第17条 [略]</p> <p>2 職員は、給与の支払を受けるときは、<u>職員の給与の支給に関する規則 (昭和38年岩手県人事委員会規則第20号) 第 2 条の 2 の規定による預金又は貯金への振込み (以下「振込み」という。)</u> の方法によってその全額を受けるときを除き、第 22 条第 2 項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込みの方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る押印をしなければならない。</p>	<p>第17条 [略]</p> <p>2 職員は、給与の支払を受けるときは、<u>支給規則第 2 条の 2 の規定による預金又は貯金への振込み (以下「振込み」という。)</u> の方法によってその全額を受けるときを除き、第 22 条第 2 項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込みの方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る押印をしなければならない。</p>

3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 給料以外の給与</p> <p>第1節～第10節の2 [略]</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当(第28条)</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第18条 <u>第23条ただし書</u>の規定は、日額で定められている特殊勤務手当の支給について準用する。</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当<u>及び武力攻撃災害等派遣手当</u></p> <p>(定時制通信教育手当等の支給)</p> <p>第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当<u>及び武力攻撃災害等派遣手当</u>は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。</p> <p>2 <u>第23条ただし書</u>の規定は、前項の手当について準用する。</p> <p>様式第19(第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、その月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の時間及び回数の集計(時間については、第24条の規定による端数計算の結果)を記入してください。ただし、<u>第23条ただし書</u>の規定により、月の中途において支給するときは、その日までの分の集計を朱書してください。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 給料以外の給与</p> <p>第1節～第10節の2 [略]</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(第28条)</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第18条 <u>第23条第1項ただし書</u>の規定は、日額で定められている特殊勤務手当の支給について準用する。</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u></p> <p>(定時制通信教育手当等の支給)</p> <p>第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。</p> <p>2 <u>第23条第1項ただし書</u>の規定は、前項の手当について準用する。</p> <p>様式第19(第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、その月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の時間及び回数の集計(時間については、第24条の規定による端数計算の結果)を記入してください。ただし、<u>第23条第1項ただし書</u>の規定により、月の中途において支給するときは、その日までの分の集計を朱書してください。</p>

4 [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。